

長泉寺という寺は、朝廷の信仰が厚く、皇太子の病気を癒やしたなどいろいろ権威に満ちた縁起が伝わっています。どうやらこれが多応寺と称する神宮寺の一つではないかと思ひます。もう一つは、亀川平田にある観音寺ではないでしょうか。この寺は、いろいろ縁起をかかえておりまして、大友持直が再興したと伝えられています。この観音寺も神宮寺であろうと推定しています。

竈門八幡宮の神宮寺は、六坊といひながらそれぞれの寺号を持った六の寺があるという在り方がたいへん珍しい。それらは、それぞれ重要な莊園の名に建られ、名主たちに深いかかわりを持ちながら、八幡宮の神宮寺として祭典に従事していたのではなからうか。竈門莊に莊地を持った八幡宮が、坊を各地に分散させ、坊と称しながら一つの独立寺院のような形をかたちづくりながら、竈門八幡宮の祭祀に当たっている。おそらく非常に固まった在地の強力な力を示すという、神宮寺の経営をしていた非常に変わった神宮寺であつたと思ひます。

この別府というところは、古代から宇佐八幡宮と深い關係をもつとともに、まことに何か平凡であるようで、まことに平凡ならざるものをもつた地域であつたといえましよう。
(記念講演要旨 文責事務局)

別府の行政事情 (明治前期)

大野 保治

(1) 明治当初の別府のこと

江戸時代の別府は、入江に沿つた温泉の湧き出る月並みな農漁村であつた。別府が温泉街として発展を始める

のは、明治に入つてからである。交通上の諸制限が撤廃されるに及んで、別府を訪れる入湯客はしだいに増えていった。

大分県参事（県知事）に任命された森下景端かげのおが大分に

着任したのが、明治五年（一八七二）一月一八日。別府の将来を見通していたのであろうか、着任早々、一万兩余りを投じて築港（旧棧橋）と共浴場三カ所を改修する。

風雨を凌いでいただけの粗末な共浴施設が、これで見目を一新した。以後、共浴場を中心に旅籠・木賃宿が軒を並べ、宿屋街を形成してゆく。関西方面と蒸気船が通うようになり、県庁では次のような布告を出して村々の「戸長」に取り締まりを嚴重にするよう命じている。

旅人宿云々達（明治五年七月二五日）

今般、旅行者はすべて鑑札の携行を必要としない旨お触れが出た。だが、この機会に無頼漢が潜入して悪事を働らくかも知からぬので、戸籍法に定められた通り宿帳を七日ごとに戸長に出して改めを受け、異変があれば、直ちに届け出よ。場合によっては、褒美もつかわそう。

別府の街にも、諸国の政変や農民一揆などで悪漢が逃走してくることが予想されたことから、このような県達が出されたのであった（『県治概略工』）。

ここで、まず戸籍法から述べてみる。

廃藩置県（後述）と併行して新政府が取り組んだ大きな課題が、太政官布告の「戸籍法」。そこで、新政府の見解に耳を傾けよう。

一国の戸数や人数を明確にすることは、政府にとり最重要事だ。人民の保護こそ大政の本義、なのにその実態を明らかにし得ないで、どうして善政を期待できよう。これが政府の戸籍を調べる理由だ。

戸籍調査に当たっては、前もって区画を定め、区ごとに「戸長」（または副戸長、保長）をおき、姓名・住所から戸数・人員・生死・出入など明らかにするよう命じた。その中で、旅行するには役所の「鑑札」を受け、旅宿にはこれを示し、また宿主は「宿帳」を七日ごとに戸長へ提出、その検査を受けねばならぬ旨定められていた。

こうして編成されたのが、いわゆる「壬申戸籍」であった。明治九年刊の『速見郡村誌』を見ると――別府村の項には「人数三一八二人（男一五四一、女一六四一）、牛三三八四、馬三五頭、漁船二〇艘、人力車三〇輛」など、浜脇村の項には「人数二四三九人（男一二一八、女

一二二一)、漁船八三艘」などの記述が見られる。こうした数字も、この戸籍調査の成果なのであった。

参考までに、この「戸長」は民選で、原則としてその町村に住む在籍者を選挙で選ぶのだが、場合によっては他の町村に住む者でもよいとされていた。選挙人の資格要件には、未成年者・地租不納者を除くなど六項目が挙げられている(大分県戸長選挙法)。

つづいて、別府の街に深い関係のある遊廓と芸娼妓のことに触れざるを得ない。

横浜に入港したペルーの奴隸船マリア・ルイス号の事件が契機となって「芸娼妓解放令」が出され、年季奉公人などの人身売買が禁ぜられたのが五年一〇月。県庁からこの解放令が知らされると、別府・浜脇の遊女屋に父兄が押しかけ、その子女を連れ去ろうとした。困った戸長をはじめ有力者たちは「泉都にして、この香塵粉陣を奪い去られては市況に影響する所、^{すくなく}尠からず」と心配し、一同百数十名を海門寺に集めて

君たちが苦界を脱出できるのも、天朝のご恩。だが女性の身で「女紅」(注、裁縫など女の仕事)もできぬ

ようでは女の恥だ。しばらくこの地に留まり、裁縫や紡糸などの技能を習得してから父兄の許に帰っても遅くはなからう。どうだ。

と説得した。数名を除いて、これを聞き容れた。こうして約束したてまえ、業者たちは、松原にある医師宅の一部を借用して女紅場を開設したのであった(『大分県史』近代編工)。だが、この解放令は諸外国への見せかけだけのものであり、芸娼妓の営業は公認されて以後、別府・浜脇の街は繁栄をつづけてゆく(後述)。

ここで今一つ、徴兵令についても、ごく簡単ながら触れておこう。

明治五年(一九七二)兵部省が廃止されて陸軍省と海軍省がおかれ、鎮台条例が定められた。この時、県内から六三名が熊本鎮台へ入営するが、この中に「旧日出藩元兵員四名」がいたと記録されている(『大分県地方史』七)。この四名が別府関係者であったかどうか、資料は明らかではない。

「西人(注、欧米人)コレヲ称シテ血税トス、其ノ生血ヲ以テ国ニ報ズルノ謂ナリ」という未熟な表現が「徴

兵は強壯の者をアメリカにつかわし、^{ひとあぶらひとぎも}人膏と人胆を採つて殺してしまふ」といったデマとなり、県民は強い不安に襲われる。

地租改正など過重な負担への憤りもあって、その挙句は、玖珠郡山下村（玖珠町）ほか数カ村で「徴兵反対一揆」が起きて県内は大騒ぎとなった。（別府には直接関係はないので、これ以上は立ち入らない）。

(2) 別府と大区・小区制

さきに戸籍調査のところで「区画」を設ける、と述べた。行政にとって区画（行政区域）の定立と、自治責任者の人事（選挙制か任命制か、また手当など）は等閑に付すことのできない重要事。これは、現在も変わりはない。

明治四年（一八七二）七月の廢藩置県では、とりあえず藩を「県」とし、全国的な行政組織の編成に着手。複雑な藩体制では、近代的な中央集権国家の建設は不可能だからだ。こうして全国は一道三府七二県に編成され、さらに統廃合されて一つの県＝「大分県」となった。

当時の大分県は、国東・速見・大分・海部・直入・大野・玖珠・日田の八郡、町村では町が一七、村に至っては一八〇一の多きを数えた。

政府の方針を受けた県では、それまでの村（生活ムラ）を幾つか統轄する「小区」という行政区画を編成する。

こうして五年三月から四月にかけて、郡ごとに庄屋を呼び出し、小区の編成作業と戸長・副戸長を任命した。

鉄輪村の庄屋、佐藤邸彦は四月一二日、速見郡内の庄屋たちと共に県庁に呼び出され、一四小区の副戸長に命ぜられた。同区では、他に直江和太吉、矢田直作も副戸長に任命されている。

こうして県下は一五九の小区と郡単位の八大区に分けられ、大区ごとに区長と権（副）区長が任命され、民政に当たった。別府が所属する速見郡は第二大区、会所（役所）には旧日田県別府出張所跡、区長には旧日出藩士の米良梅堂が任命されている（以上、昭和六〇年『別府市誌』）。

なお、別府の村々の小区編成および戸長・副戸長の概要は、次のとおり。

一三小区 内竈門 小浦 小坂 古市 亀川 平田

高橋新吉 脇屋節三

一四小区 南石垣 中石垣 北石垣 野田 南鉄輪

北鉄輪 北中 原中

直江和田吉 矢田直作 佐藤邸彦

一五小区 立石 朝見 別府 浜脇

荒金市郎 堀 魯一 橋本 巖

一六小区 東畠 椿 榎山 山野口 塚原 天間

若杉 南温湯 北温湯 石松 南乙丸

北乙丸 山崎

溝口博水 衛藤市郎

五年暮れから翌六年正月にかけて、県内は荘内（庄内）

谷から起きた大蜂起（県中四郡一揆）で揺れる。これを

辛くも鎮圧した県では、キメ細かな行政を心がけること

にし、大区の区長に代わって小区の区長（権区長）に執

務させた。この時（八年三月）、小区の編成替えもする。

一三小区 平道村（小坂・小浦） 内竈村（古市・

内竈） 野田村 亀川村（亀川・平田）

一四小区 鉄輪村（北鉄輪・南鉄輪） 鶴見村（原

中・北中） 北石垣村 南石垣村（中石垣・南石垣）

一五小区 別府村（別府・朝見） 浜脇村（浜脇・

田野口） 立石村 東山村（東畑・椿・

山野口・榎山）

（一七小区 南端村 天間村）

（以上、前掲『別府市誌』）

(3) 「文明開化」のこと

明治の初め、文明開化という言葉が新しい国づくり・社会づくりの合言葉として広く流行した。それは一般に「西洋化」として理解され、また「近代化」を意味するとされた。

明治四年（一八七一）の断髮令と廃刀令に始まり、新政府はつぎつぎに施策を打ち出してゆく。

まず、暦が旧暦の太陰暦から太陽暦へ。民衆の間に永らく親しまれた端午（五月五日）や七夕（七月七日）など五節句が廃止され、代わって天長節、紀元節、新嘗祭にいのみぎいなどの国家的祝祭日が設けられた。とはいえ、一片の「お

触れ」で生活慣習が改められるはずがない。新政府は「吃度更正新曆守用スベシ」と厳しく命じたのだが。現在でも、全国的に盆は旧曆で行なわれ、結婚式や慶祝行事には大安吉日が選ばれていることを想起すれば、民衆が新法になじまないのも無理はない(のちに改められる)。風俗改良の面でも、県達が出た。―旧来盆踊りと称して数日間も遊び暮らし「俄踊、基ノ他併優ノ真似」などするのは「不開化ノ陋習(悪習)」であるから即刻改めよ、という。当時、民衆の娯楽といえば、仁輪加・角力・芝居・浄瑠璃ぐらい。これらを自粛せよというのだから、民衆が陰に陽に抵抗したのも理解できよう。

また、衣食住の分野でも「開化」の波が押し寄せる。遠来の客が集まる別府では、尚のことだ。食生活では、牛肉食が流行し、ある肉店では「安売り、老斤(注、一斤は六〇〇グラム)五銭」と新聞広告を出したり、大分掘川の「牛鍋店、大繁昌」と聞けば、別府から歩いて食べに行ったという(『田舎新聞』第一二四号など)。

衣についても同じで、当時洋服を着用するのは軍隊か警察、それに「官員サマ」ぐらい。第一回県民会(一一

年)では「袴或ハ洋服ヲ着セズシテ議場ニ入ルヲ得ズ」と定められていた。洋服は、まさに権力と「開化」のシンボルであった。

この文明開化の国策を法のうえで整備していたのが「違式誹違条例」。この聞き馴れない条例は、国際的な体面を重んじた政府が民衆の日常生活のルールとして規定したもので「明治(前期)版の軽犯罪法」と呼んでもよいものであった(前掲『大分県史』、『大分県警察史』)。

大分県違式誹違条例の具体例を幾つか示そう。―母親たるもの道路で小児に大小便をさせ、商家の番頭らは裸体で来客に接し、また道路にみだりに牛馬をつなぎ通行の邪魔をしてはならぬ、等々。

別府に関係するものを挙げれば、入浴施設は男女別々にすること、糞桶は必ず蓋をして運ぶこと、など。これらの違反者には「七十五銭ヨリ少ナカラズ百五十銭ヨリ多カラザル贖金(注、罰金)」が科された。ちなみに、一年度の違反者は全県で違式犯が一三名、誹違犯が四六六名(贖金九八円八二銭)となっている(『大分県統計書』)。

当時、男女混浴を禁止するといつても名目だけで、鉄輪温泉などでは和気あいあいの混浴風景が戦時中まで見られたし、終戦後、肥桶を満載した牛馬車が流川通りで桶をおちまけ、進駐軍の兵士が思わず鼻をつまむといった光景を憶えている人も少なくないであろう。

(4) 温泉と宿屋街の発展

さきに掲げた『速見郡村誌』を見ると、明治初期の旅籠と木賃宿の数は、別府村に二一軒、浜脇村は三〇軒、つづいて鉄輪村三四軒、南立石村（堀田温泉）一八軒、鶴見村（照湯・明礬温泉）一〇軒で、その宿泊客は合計二万一〇〇〇人にも達している。

明治一二年（一八八〇）、竹瓦温泉が改築されたことから、宿屋街は北部にも伸び、市街地はさらに広まる。県が一四年に編纂した『大分県管内地図』には、別府・浜脇のそれが大分、日出、杵築など県下一五カ所とともに図示されている。

明治も二〇年（一八八七）ごろ、街（別府・浜脇）は一段と賑やかになって「大小の客舎（宿屋）は七十余戸、

貸席を営む者二十余戸、年中の浴客は実に三万人の多きに及べりという。土地の繁盛又想うべし」（佐藤蔵太郎『別府温泉記』）というまでになった。けれども、内湯を備えている宿屋は一四軒、湯治客のほとんどは朝夕、自然湧出の共浴場を利用しあっていた。

明治一七年（一八八四）ごろの共浴場は、およそ次のようであった（前掲『別府温泉記』）。

別府村 — 楠湯 不老湯 永石湯 掲示場（高札場）

湯 新湯 畔無湯 潮湯（海岸砂湯）など

浜脇村 — 東湯 西湯 薬師湯など

鉄輪村 — 渋ノ湯 蓼原湯 浮湯 蒸風呂など

鶴見村 — 照湯 小倉湯 明礬湯 今井湯 谷ノ湯など

亀川村 — 湯耶泉 四ノ湯など

内竈村 — 御夢想湯 汐湯（海岸砂湯）など

野田村 — 赤湯 蒸湯など

出で湯の街、別府（浜脇）も二〇年以降、温泉の利用秩序はしだいに変わってゆく。町村制の実施（二二年）と経済取引が活発となって「温泉の近代化」現象が進み始

めたことによる。従来の共浴場はあらかた町営となり、源泉の数も上総掘りによる人工掘削の技術が進んだこともあって、増加をつづける。この段階では、まだ自然湧出泉に異変は見られない（『温泉権の研究』など）。

二五年発表の「全国温泉一覽」の番付表では、別府温泉が「前頭七枚目」にランクされており、全国的地位がうかがえて興味深い。

このように宿屋街が発展したため、警察（日出警察署別府分署）の取り締まりも厳しくなる。こうして制定されたのが二〇年制定の「宿屋取締規則」。旅籠と木賃宿のことが出ているので、原文のまま揭示しよう（前掲『警察史』）。

第一条 宿屋ヲ分テ左ノ三種トス。

一、旅人宿 二、下宿屋 三、木賃宿

第二三条 旅人宿トハ旅籠屋、船宿、荷主宿ヲ云フ。

第二四条 下宿屋トハ、一ヶ月賄料、座敷料等ヲ約定

シテ寄寓セシムルモノヲ云フ。

第二九条 木賃宿営業ハ、場所ニヨリ許可スベシ。

一方、貸席と芸娼妓を対象に一年に「貸座敷規則」

と「娼妓（芸妓）規則」、一八年に両者が一本化されてつくられたのが「貸座敷娼妓取締規則」。これらの規則で県下の営業免許地は次の五カ所であった。

速見郡別府港（別府村） 同浜脇村市街

海部郡関港（関村） 同下ノ江港（下ノ江村）

大分郡大分港（大分町） 一但し、一八年より

ここで、その営業内容の一部を紹介しよう。一貸座敷の営業に必要な鑑札料は業者五十銭、芸娼妓五銭、賦金（営業税）としては一カ月業者二円、芸妓一円五十銭、娼妓一円。娼妓の年齢は一五歳以上、芸妓は客を取るとを禁ぜられ、営業時間は日の出から午後一二時まで。娼妓は月三回の梅毒検査を受けることが義務づけられていた。

参考までに、明治二〇年度の芸娼妓（全県）は芸妓一八六人、娼妓一一六人、それが四五年度には同五六〇人、同二七〇人と、芸妓が三倍、娼妓が二倍となっている。大正期には、別府の繁栄とともにさらに増えるのである

（前掲『警察史』）。

来年号には

- (5) 村から町へ、合併して別府町誕生
- (6) 別府と災害（伝染病など）
- (7) 犯罪と警察
- (8) 明治末期の別府（仮題）

別府の古文書史料

「諸用留」・「家宝珍事記」の時代

入江 秀利

などを取り上げる予定です。なお、本稿に関しては、筆者が担当した『大分県史』近代編工（明治前期）、同Ⅱ（明治後期）、『別府市誌（昭和五十年）』、『明治期大分県の法政事情』（大分大学研究記要）などの諸稿を併せ読まれることを希望します。

「諸用留」は、別府村の豪商と言われた快屋（たばこ

や）の荒金市郎兵衛が、天保七年（一八三六）より書き起こした備忘録である。快屋は、別府村の大部分の田畑を所有したとまで言われた大家で、酒の醸造業を営むかたわら、大阪方面へ盛んに移出された七島（莚）むしろ・生（姜）がの生産や問屋もてがけていた。

原本は、地凶九葉を含む半紙十六枚袋綴じで、天保七年より安政七（万延元）年まで十四年間の別府村を中心

としたさまざまな出来事が記録されている。

「家宝珍事記」は、寛政四年（一七九二）より明治十七年まで書き継がれた中石垣村首藤家の備忘録である。この記録は、表紙に「不許他見」と特記されており、外部への披見をはばかる賄賂にかんする秘録の部分があり、貴重な史料とされている。

風水害と米価